議案第６２号

新座市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

新座市認可地縁団体印鑑条例（平成１０年新座市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（登録資格） 第２条　次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 ⑴　［略］ ⑵　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者 ⑶～⑸　［略］	（登録資格） 第２条　次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 ⑴　［略］ ⑵　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条第１項第１号へに規定する職務代行者 ⑶～⑸　［略］
（印鑑の登録） 第４条　市長は、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第１８条の３の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに新座市印鑑条例（昭和５２年新座市条例第４号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 ２・３　［略］	（印鑑の登録） 第４条　市長は、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに新座市印鑑条例（昭和５２年新座市条例第４号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 ２・３　［略］

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和８年８月２７日提出

新座市長　並　木　　傑

提　案　理　由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。